

1. 調査対象：今年4月1日現在で、一般旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業の許可を受けている事業者（国庫補助航路を除く。）  
※昨年4月1日から今年3月31日までに廃止又は休止した事業者及び航路についても対象とします。

2. 各調査表の作成にあたっては、次の事項に留意のうえ記入願います。

① 調査表の様式については次のとおりです。

第一表 航路損益計算書（許可航路ごとに作成。兼営事業を除く。）

第二表 損益計算書（許可航路を含む全体の事業について作成。）

第三表 貸借対照表  
（株式会社にあつては全事業者が作成。株式会社以外の事業者にあつては旅客航路事業収益が5千万円以上であった事業者のみ作成。）

② 各調査表に、「記入要領」にならない数字を正確に記入願います。航路が複数ある場合はシートをコピーしてください。

③ 各調査表は、千円単位となっているため単純に四捨五入すると合計で端数が合わない場合が発生するので、十分に注意して合計欄が必ず一致するように計数整理をして下さい。

④ 各調査表は、事務取扱上、特に必要があるときは内容の確認及び再提出をお願いする場合がありますので、必ず「写し」を保存しておいて下さい。

3. 問い合わせ先

〒231-8433 横浜市中区北仲通り5-57 横浜第2合同庁舎  
関東運輸局海事振興部旅客課  
TEL：045-211-7214 FAX：045-201-8788  
Eメール：ktt-kai-ryo@ki.mlit.go.jp

# 記 入 要 領

## 1. 航路損益計算書

- (1) 期間は、昨年4月1日から本年3月31日までの1年間を原則とし、決算期がこれと異なる事業者にあつては、当該期間中の決算期の末日の到来する決算期（1年間）とします。
- (2) 兼業事業又は他航路に共通して関連する収益又は費用については、費目毎に原則として別添1の「共通収入、共通費用の配分基準一覧表」により按分し、当該航路に割り当ててください。ただし、この基準により按分することが極めて不合理である場合には、その性質、発生原因等に応じて適正な方法によっても差し支えありません。
- (3) 費目別の計上経費の内訳は別添2の「航路損益計算書費目別計上経費内訳」によって下さい。
- (4) 損失の場合には△印を付して金額を記入して下さい。

## 2. 損益計算書及び貸借対照表

- (1) これらの報告書の算出期間は、航路損益計算書に記入した期間と同じ1年間とします。
- (2) 損失の場合には△印を付して金額を記入して下さい。

## 3. 消費税に関する経理処理について

- (1) 原則として税抜経理方式によりますが、税込経理方式を採用している事業者にあつては、税込経理方式によることが出来ます。
- (2) 簡易課税制度又は限界控除制度を採用し、かつ、税抜経理方式を採用している事業者にあつては、仮受消費税と仮払消費税との額を相殺した額は実際の納税額とは異なることとなりますが、その差額は収入又は支出として計上することとし、航路損益計算書においては、「51営業外収益」又は営業外費用の「56その他の営業外費用」にそれぞれ計上することとします。同様に、損益計算書においては、営業外収益の「25その他」又は営業外費用の「28その他」にそれぞれ計上することとします。
- (3) 税込処理方式の場合は、消費税納付額は、航路損益計算書においては、「42租税公課」（還付された時は、「8その他収益」）に計上し、損益計算書においては、「21その他の一般管理費」（還付された時は、「7その他の事業収益」）にそれぞれ計上することとします。
- (4) 貸借対照表への計上に当たり、未収消費税、未払消費税については、それぞれ「3未収金」、「23未払金」の科目で処理することとします。

別添1

共通収入、共通費用の配分基準一覧表

配 分 基 準	旅客航路事業と兼業事業に配分する収入費用	航路毎に配分する収入費用
収 入 比 率	営業雑収入	営業雑収入
	営業外収入	営業外収入
算書（許可航路を含む全体の事業について作成。） 第三表	一般管理費	一般管理費
	営業外費用のうち、金融費用を除く費用	営業外費用のうち、金融費用を除く費用
		燃 料 潤 滑 費 用 船 料 船 員 費 船 舶 備 品 費 船舶消耗品費 船舶固定資産税 船舶減価償却費 そ の 他 船 費 船 舶 金 利 港 費
運行回数比率		航路付属施設費
固定資産比率	金 融 費 用(船舶金利以外)	金 融 費 用(船舶金利以外)
	利 潤	利 潤

別添2

航路損益計算書費目別計上経費内訳

		費 目	計 上 経 費	
営 業 収 益	運 航 収 益	旅客運賃		
		自動車航送運賃	無人車運賃を含む。	
		手小荷物運賃	手荷物運賃、小荷物運賃	
		貨物運賃		
		郵便航送料		
		その他の運航収益	払戻運賃、払戻手数料、船内売店販売収入、貸毛布代、その他の雑収入	
	その他の収益	ターミナル売店販売収入、曳船、解収入、各種賃貸料(船舶、棧橋、可動橋、上屋、ターミナル、その他の航路付属施設)、代理店収入		
営 業 費	運 航 費	旅 費	支払手数料	歩金
			傷害保険料	
		その他	通行税、乗下船費(解料等)、洗濯代、清掃料(車両甲板を除く。)、雑費(書籍、新聞、案内書、茶菓代、治療費)	
	自航扱 動送費 車取	支払手数料	歩金	
		保険料	自動車航送保険料(自動車及び自動車の積荷)	
		その他	清掃料(車両甲板)、雑費	
	手小荷物取扱費			
	貨物費	歩金、貨物積卸費、解料、雑費		
	郵便航送取扱費	積卸費、解料、棧橋料、検数料、陸上運搬費		
	燃料潤滑油費			
	港 費	岸壁等使用料	岸壁、棧橋、可動橋、ターミナル、上屋、駐車場等の使用料	
		代理店料	代理店定額手数料、岸壁作業料(綱取料、誘導作業料等)	
		その他	水先料、係留料、曳船料、出入港税	
	用船料			
その他の運航費	養缶水費、船内売店販売費用、雑費(通信費、船内洗浄消毒費、塵芥取捨費、汚物処理費等)			
船 費	船員費	船員(予備員を含む。)の給料、手当、賄費、船員保険料、雇入雇止公認手数料、治療費、旅費、交通費、退職手当(引当金を含む。)、退職年金		
	船舶備品消耗品費			
	船舶修繕費	定期検査費、中間検査費、合入渠費、修理費		
	船舶保険料			
	船舶固定資産税			
	船舶減価償却費			
その他の船費	船主責任相互保険、船舶検査証書手数料、船費雑費			
航路設 付費 属	岸壁	岸壁、棧橋に関する減価償却費、保険料、固定資産税、修理維持費		
	その他	可動橋、ターミナル、上屋、駐車場、その他の航路付属施設に関する減価償却費、保険料、固定資産税、修理維持費		
一 般 管 理 費	役員報酬			
	従業員給与			
	租税公課			
	減価償却費			
	交際費			
	広告宣伝費			
その他の一般管理費	旅費、交通費、通信費、光熱水費、消耗品費、地代家賃、修理維持費、保険料、会議費、寄付金			
その他の費用	ターミナル売店販売費用、その他の営業費用			
営 業 外 収 益		受取利息、割引料、有価証券受取利息、配当金等		
営 業 外 費 用	金 利	航路設備資金金利		
		航路付属施設資金金利		
		その他	運転資金金利等	
その他の営業外費用		貸倒償却、創立費償却、開業準備費償却等		

# 1 航路損益計算書

事業者コード	事業者の氏名又は名称	航路コード	航路名

この損益計算は、

11	12	13	14
年		月より	

15	16	17	18
年		月までのものです。	

(単位 千円)

		科 目	金 額	
営業収益	運航	1 旅客運賃		
		2 自動車航送運賃		
		3 手小荷物運賃		
		4 貨物運賃		
	益	貸その他の運航収益		
		7 計 1～6		
		8 その他の収益		
			9 営業収益合計 7+8	
	営業費用	運航	10 支払手数料	
13 計 10～12				
14 支払手数料				
15 保険料				
16 その他の				
17 計 14～16				
18 手小荷物取扱費				
19 貨物費				
20 郵便・信書便航送取扱費				
21 燃料潤滑油費				
港費		22 岸壁等使用料		
		23 代理店料		
		24 その他の		
		25 計 22～24		
26 用船料				
27 その他の運航費				
28 運航費計 $\frac{13+17+18}{21+25+27}$				
船費	29 船員費			
	30 船舶備品・消耗品費			

		科 目	金 額
営業費用	船費	31 船舶修繕費	
		32 船舶保険料	
		33 船舶固定資産税	
		34 船舶減価償却費	
		36 船費計 29～35	
		航路付属施設費	37 岸壁
		38 その他	
		39 計 37+38	
	一般管理費	40 役員報酬	
		43 減価償却費	
44 交際費			
45 広告宣伝費			
46 その他の一般管理費			
47 一般管理費計 40～46			
48 その他の費用			
49 営業費用合計 28+36+39+47+48			
		50 営業損益 9-49 (損失は△印)	
		51 営業外収益	
営業外費用	金利	52 船舶設備資金金利	
		53 航路付属施設資金金利	
		54 その他の	
		55 計 52～54	
	56 その他の営業外費用		
		57 営業外費用合計 55+56	
		58 経常損益 50+51-57	

### 3 貸借対照表

事業者の氏名又は名称	事業者コード					
	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15px; text-align: center;">1</td> <td style="width: 15px; text-align: center;">2</td> <td style="width: 15px; text-align: center;">3</td> <td style="width: 15px; text-align: center;">4</td> <td style="width: 15px; text-align: center;">5</td> </tr> </table>	1	2	3	4	5
1	2	3	4	5		

6	7	年	8	9	月	10	11	日現在
---	---	---	---	---	---	----	----	-----

(単位 千円)

資 産 の 部		金 額
科 目		金 額
(各を含む全体の事業について作成。)		
貸受取手形		
3	未収金	
4	短期貸付金	
5	貯蔵品・船内準備金	
6	立替金	
7	その他	
10	建設仮勘定	
	その他	
	計 9~11	
13	無形固定資産	
投資その他の資産	14 投資	
	15 長期貸付金	
	16 その他	
	17 計 14~16	
18	合計 12+13+17	
19	繰延資金	
20	資産合計 8+18+19	

負 債 及 び 純 資 産 の 部		金 額	
科 目		金 額	
22	短期借入金		
	23 未払金		
	24 前受金・預り金		
	25 税金引当金		
	26 その他		
	27 計 21~26		
	30 計 28+29		
31	特定引当金		
32	合計 27+30+31		
純 資 産	株 主 資 本	33 資本金	
		34 資本準備金	
		35 その他資本剰余金	
		36 利益準備金	
		37 その他利益剰余金	
		38 自己株式	
		39 計 33~38	
		40	評価・換算差額等
41	新株予約権		
42	合計 39+40+41		
43	負債及び純資産合計 32+42		

注:株主資本については、株主資本等変動計算書を添付すること

## 2 損益計算書

事業者の氏名又は名称	事業者コード
	1 2 3 4 5

自 

6	7
---	---

 年 

8	9
---	---

 月 至 

10	11
----	----

 年 

12	13
----	----

 月

(単位 千円)

科		目	金	額
営業 収益	海 運 業 収 益	1 旅 客 運 賃		
		貸手小荷物運賃		
		4 貨 物 運 賃		
		5 そ の 他		
		6 計 1~5		
	7 その他の事業収益			
	8 営業収益合計 6+7			
船 費	船	11 計 9+10		
		12 船 員 費		
		13 修 繕 費		
		14 船舶減価償却費		
		15 その他の船費		
	16 計 12~15			
	17 そ の 他			
	18 計 11+16+17			
	19 その他の事業費用			
	一般管理費	20 人件費(船員費を除く)		
21 その他の一般管理費				
22 営業費用合計 18~21				
23 営 業 利 益 8-22				
営業外 損益	収 益	24 受取利息・配当金		
		25 そ の 他		
		26 計 24+25		
	費 用	27 支払利息・割引料		
		28 そ の 他		
29 計 27+28				
30 経 常 利 益 23+26-29				

科		目	金	額
特別 損益	特別 利益	31 前期損益修正益		
		33 計 31+32		
	特別 損失	34 前期損益修正損		
		35 そ の 他		
		36 計 34+35		
37 税引前当期純利益 30+33-36				
38 法 人 税 等				